

一般財団法人福島県林業会館 定款

平成 26 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 5 月 16 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人福島県林業会館と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、森林・林業を営む者及び関係団体等活動拠点と連絡協調を図る施設を為し森林・林業の多面的機能の向上と林業の持続的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事務所、会議室を森林・林業を営む者並びに公益性の高い団体に貸付する事業
- (2) 森林・林業活動の活発化及び木材利活用等の促進に関する支援
- (3) 研修会、セミナー等の開催
- (4) その他この法人の目的を達成に必要と認める事業

第 3 章 財産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に記載された財産
- (2) 事業を行うため不可欠な財産として理事会で定めた財産
- (3) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

2 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

3 基本財産は本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ、理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産管理)

第 6 条 この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、資金については理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

2 やむを得ない理由により財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得て評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することが出来る。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類承認を受けた書類は、定時評議員会に報告し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告書は、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に据え置くものとする。

4 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することが出来る。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において総評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様とする。

(会計原則)

第11条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員5名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第18条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第12条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員に対して、毎年総額50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。

第2節 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬などの支給の規程
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、その他必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しその過半数をもって行う。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、次の決議は、決議について利害関係を有する評議員を除く3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第24条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合について、その提案について評議員(当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議

があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を報告した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名し、これに記名押印する。

第5章 役員等及び理事会

(役員)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副理事長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

3 副理事長、専務理事は、理事長を補佐して、その業務を総括する。

4 理事長及び副理事長、専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができる。

3 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監査の職務を執行する。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定めた員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事、監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問及び相談役)

第35条 この法人に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事長が推薦し、理事会で選任する。

3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

第36条 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

(理事会設置)

第37条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事で組織する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制）の整備
(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度毎に2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項2号に該当する時は2週間以内の日
に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合
においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。
- 5 専務理事が事務局長を兼ねることができる。

(備え付け帳簿及び書類)

第47条 事務局には、常に次ぎに掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 役員等の報酬規程
- (4) 事業計画及び収支予算書等
- (5) 事業報告書及び計算書類
- (6) 監査報告書
- (7) 評議員会、理事会の議事に関する書類
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第7章 会員

(会員)

第48条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することが出来る。

- 2 前項にかかわらず、第3条、第4条及び13条についても適用する。

(合併等)

第50条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡することができる。

(解散)

第51条 この法人は基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定めた事由により解散する

(剰余金及び残余財産の処分)

第52条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

- 2 解散等により精算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を得て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をできない場合は、官報に掲載する。

第10章 補則

(委員会)

第54条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ委員会を設けることができる。

2 委員会はその目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は太田豊秋とする。

4 この法人の最初の専務理事は石川一十三とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 太田昭彦
五十嵐保雄
廣瀬一雄
吉野文敏
滝澤俊夫
常松久義
紺野剛保
宗形芳明

別表 基本財産

財産種別	場所・金額等
土地	618.93㎡ 24,282,373円 福島市中町47番1号
建物	1465.48㎡ 75,687,638円 福島市中町47番1号

	5階建	
有価証券	国債675年	5,013,500円
出資金	福島信用金庫	25,000,000円
出資金	住友不動産	7,000,000円